



茨城県報

第 651 号

令和 7 年 (2025 年) 10 月 2 日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
(教 育 委 員 会)	
●茨城県県立中等教育学校学則及び茨城県県立中学校学則の一部を改正する規則……………	1
告 示	
●令和 7 年度茨城県准看護師試験の実施 (医療人材課) ……………	3
●うなぎ稚魚漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間 (漁政課) ……………	5
●うなぎ稚魚漁業の許可の基準 (漁政課) ……………	6
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市整備課) ……………	7
●茨城県収入証紙の売りさばき人の指定 (会計管理課) ……………	7
(教 育 委 員 会)	
●令和 8 年度茨城県県立中等教育学校及び茨城県県立中学校第 1 学年生徒募集定員……………	8
●令和 8 年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜実施要項の一部改正……………	8
(選 挙 管 理 委 員 会)	
●選挙管理委員会第 10 回定例会の招集……………	17
公 告	
●入札公告 (情報システム課) ……………	17
●入札公告 (産業人材育成課) ……………	23
(警 察 本 部)	
●落札者等の公示 (3 件) ……………	27

規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第 10 号

茨城県県立中等教育学校学則及び茨城県県立中学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 10 月 2 日

茨城県教育委員会教育長 柳 橋 常 喜

茨城県県立中等教育学校学則及び茨城県県立中学校学則の一部を改正する規則

(茨城県県立中等教育学校学則の一部改正)

第 1 条 茨城県県立中等教育学校学則 (平成 19 年茨城県教育委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(1) 期 間

令和 7 年 11 月 10 日 (月) から 11 月 14 日 (金) の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで
(郵送の場合は、令和 7 年 11 月 14 日 (金) の消印有効)

(2) 提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 (茨城県庁行政棟14階)

茨城県保健医療部医療局医療人材課人材育成グループ

※出願に関する書類を持参する場合は、本人が直接持参すること。ただし、学校養成所の職員が持参する場
合に限り、代理人による提出を認める。代理人は、学校養成所の職員であることが確認できるもの(職員
証等)を持参すること。

10 受験票の交付

受験願書を受取後、受験資格等の内容審査の上、適当と認められる者については受験票を交付する。

11 合格発表

(1) 令和 8 年 3 月 5 日 (木) 午前 10 時から、茨城県保健医療部医療局医療人材課ホームページに合格者の受験番号
を掲載する。

合格発表の電話等による照会は一切応じない。

(2) 合格発表後、合格者には合格証書を郵送する。

(3) 試験結果の通知

① 通知内容

総点(満点)、個人の科目別得点及び総合得点

② 通知方法

可否にかかわらず、受験者全員に書面で通知する。

上記(2)の合格証書及び(3)の試験結果は、受験者が卒業(修業)見込み者である場合にあっては、卒業(修
業)証明書の提出後に通知する。

12 受験に関する問合せ先

茨城県保健医療部医療局医療人材課人材育成グループ

茨城県准看護師試験担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-3151

FAX 029-301-3194

茨城県告示第977号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県内
水面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第74号。以下「規則」という。)第4条に掲げる漁業につき、規則第11条第
1項の規定により、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請
すべき期間を次のように定める。

令和7年10月2日

茨城県知事 大井川 和彦

「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

第1 うなぎ稚魚漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可等をすべき漁業者の数

下表のとおり

(3) 操業区域

下表のとおり

(4) 漁業時期

下表のとおり

(5) 漁業を営む者の資格

下表のとおり

漁業種類	許可等をすべき漁業者の数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業 (掛ぶくろ網)	1 者	利根川のうち茨内共 第 1 号共同漁業権の 漁場区域	12月 1 日から 翌年 4 月 30 日まで	茨内共第 1 号共同漁 業権の漁業権者で、 かつ、茨城県神栖市 に住所を有しうなぎ 稚魚漁業を営む漁業 協同組合
うなぎ稚魚漁業 (火光利用すくい網)	1 者	利根川及び常陸利根 川のうち茨内共第 2 号共同漁業権の漁場 区域		茨内共第 2 号共同漁 業権の漁業権者で、 かつ、茨城県神栖市 に住所を有しうなぎ 稚魚漁業を営む漁業 協同組合
うなぎ稚魚漁業 (ひき網)	1 者			

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 10 月 9 日から令和 7 年 11 月 10 日まで

3 備考

- (1) 当該許可の有効期間は、令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

茨城県告示第 978 号

茨城県内水面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 74 号。以下「規則」という。）第 11 条第 5 項の規定による許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき漁業者の数が同条第 1 項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の基準をそれぞれ次のように定める。

令和 7 年 10 月 2 日

茨城県知事 大井川 和 彦

許可の基準

第 1 うなぎ稚魚漁業

1 規則第 11 条第 5 項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
- (3) 前 2 号に掲げる者以外の者

- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前 2 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前 3 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前 4 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業の許可以外の権限によりうなぎ稚魚の採捕の実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。
- 7 第 2 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

茨城県告示第979号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第 1 項の規定に基づき、東端穴土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 7 年 10 月 2 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 理事を退任した者

職名	氏名	住所
理事	鈴木 充	茨城県牛久市東端穴町1134番地
理事	池田 晃一	千葉県柏市富里二丁目1番10-202号

2 理事に就任した者

職名	氏名	住所
理事	鈴木 充	茨城県牛久市東端穴町1134番地
理事	杉田 宗嗣	茨城県牛久市東端穴町1280番地1

茨城県告示第980号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第 5 条第 2 項の規定により、次の者を茨城県収入証紙の売りさばき人に指定した。

令和 7 年 10 月 2 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定年月日 令和 7 年 9 月 24 日